

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (規程の趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県労働基準協会定款第26条の規定に基づき、理事及び監事の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 理事とは、定款第22条に定める者をいい、専務理事（業務執行理事）以外は非常勤理事である。
- (3) 監事とは、この法人の定款第23条に基づくもので、非常勤である。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人の非常勤理事及び監事は無報酬とする。

- 2 常勤役員である専務理事にあつては、総会において「別表1」に定める役員報酬を支払う。
- 3 監事にあつては、定時総会、臨時総会及び各理事会等において、必要な監査等の職務の執行を実施した都度、その対価として「別表2」の監事の報酬の額を支払う。

### (報酬の額の決定)

第4条 常勤理事及び監事の報酬の額については、理事会の承認を得て会長が決定する。

### (報酬の支給)

第5条 常勤理事及び監事に対する報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前をもって支払うものとする。

- 2 役員の出張に要する旅費（宿泊費を含む）の額及び支給は、別に定めるこの法人の旅費規程によるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は理事会の承認により行うものとする。